

北海道告示第10824号

次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

令和6年5月13日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 作業種類 公共測量（基準点測量（3級））
(2) 作業期間 令和6年4月25日から令和6年10月2日まで
(3) 作業地域 旭川市
(4) 実施者名 旭川市長

- 2 (1) 作業種類 公共測量（基準点測量）
(2) 作業期間 令和6年6月3日から令和7年1月30日まで
(3) 作業地域 常呂郡訓子府町
(4) 実施者名 オホーツク総合振興局長

- 3 (1) 作業種類 公共測量（基準点測量）
(2) 作業期間 令和6年6月3日から令和7年1月30日まで
(3) 作業地域 常呂郡訓子府町及び常呂郡置戸町
(4) 実施者名 オホーツク総合振興局長

- 4 (1) 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
(2) 作業期間 令和6年3月2日から令和6年12月16日まで
(3) 作業地域 深川市、滝川市、雨竜郡幌加内町、雨竜郡沼田町、雨竜郡秩父別町、雨竜郡北竜町、雨竜郡雨竜町及び雨竜郡妹背牛町
(4) 実施者名 札幌開発建設部長

- 5 (1) 作業種類 公共測量（基準点測量（4級）、路線測量、用地測量）
(2) 作業期間 令和6年4月25日から令和6年8月2日まで
(3) 作業地域 岩内郡共和町
(4) 実施者名 小樽開発建設部長